

## 市場問題プロジェクトチーム設置要綱

### (目的)

第1条 築地市場から豊洲市場への移転及び市場の在り方に関し、都庁の関係部局と協力し、情報を公開し、関係者からの意見を聴くとともに、専門的見地からの知見の集約を行うため、市場問題プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、築地市場の豊洲市場への移転及び市場の在り方に関し、次に掲げる事項について検討し、その結果を知事に報告する。

- (1) 豊洲市場の土壌汚染、施設及び事業に関する事項
- (2) 市場の在り方に関する事項
- (3) その他関連する事項

### (構成)

第3条 プロジェクトチームは、知事が委嘱する別表に掲げる地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条に規定する専門委員をもって構成する。

### (座長等)

第4条 プロジェクトチームに座長を置く。

- 2 座長はプロジェクトチームを主宰する。
- 3 座長に事故があるときは、委員の互選により座長代理を選出する。

### (意見聴取等)

第5条 プロジェクトチームは、必要に応じ、関係職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。また、関係職員等に対して、資料並びに情報の提供及びプロジェクトチームでの説明を求めることができる。

- 2 プロジェクトチームは、専門的事項について、有識者に出席を依頼し、その意見を聴くことができる。
- 3 プロジェクトチームは、利害関係者その他必要と認める者に出席を依頼し、その意見を聴くことができる。

### (会議の公開等)

第6条 会議は公開するものとする。ただし、プロジェクトチームの決定により公開に支

障があると判断した場合はこの限りではない。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、総務局行政改革推進部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に必要な事項は、座長がプロジェクトチームに諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月16日から施行する。

別 表

(五十音順)

井上 千弘 (いのうえ ちひろ)	東北大学大学院環境科学研究科教授
菊森 淳文 (きくもり あつふみ)	公益財団法人ながさき地域政策研究所・研究所長
小島 敏郎 (こじま としろう)	青山学院大学国際政治経済学部教授、弁護士
佐藤 尚巳 (さとう なおみ)	株式会社佐藤尚巳建築研究所代表取締役、一級建築士
竹内 昌義 (たけうち まさよし)	東北芸術工科大学デザイン工学部教授、一級建築士
時松 孝次 (ときまつ こうじ)	東京工業大学環境・社会理工学院教授
森高 英夫 (もりたか ひでお)	一般社団法人日本建築構造技術者協会会長
森山 高至 (もりやま たかし)	建築エコノミスト、一級建築士